

資料室

【資料 1】

「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」の提案理由の説明

ただいま議題となりました「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成元年十一月二十日に第四十回国際連合総会において採択されたものであります。

この条約は、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重されるように、締約国がすべての適当な立法措置を講ずることを定めております。

わが国がこの条約を締結することは、児童に対する人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられます。更に、この条約の締結は国際社会における児童の人権の一層の普遍化に貢献するという意味からも極めて有意義なものと考えます。

なお、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関しては、その内容にかんがみ、保留を付することが適当であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。なにとぞご審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

【資料 2】

児童の権利に関する条約の説明書 外務省

(抜粋)

一 概説

平成四年三月

1 条約の成立経緯

人権の尊重は、国際連合(以下国連)が最も大きな関心を払って来た事項の一つである。児童の権利については、昭和三十四年の第十四回国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択された後、昭和五十三年にこの条約の草案が提出され、同年の第三十三回国連総会以来、十年間にわたる検討が行われてきた。その結果、「児童の権利に関する宣言」三十周年及び国際児童年十周年に当たる平成元年三月に案文が完成し、同年の第四十回国連総会において、この条約が無投票で採択された。なお、この条約は、平成二年九月二日に効力を生じ、平成四年三月二日現在、百一十一箇国が締約国となっている。

2 条約締結の意義

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであり、その目的とするところは基本的人権の尊重の理念に基づいている我が国の憲法とも軌を一にするものである。我が国がこの条約を締結することは、かかる我が国の人権尊重への取組の一層の強化及び人権尊重についての国際協力の一層の推進の見地から有意義である。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次の通りである。なお、この条約では、十八歳未満のすべてのものを「児童」と定義している。

(1) 児童に対し、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し及び確保すること。

(2) この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置その他の措置を講ずること。ただし経済的、社会的、及び文化的権利に関しては、自国における利用的可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずること。

(3) この条約の原理及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせること。

(4) (国連への報告義務略)

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成四年三月二日現在、既に、英国、フランス、イタリア及びカナダを含む百一十箇国が締結しており、また、我が国は、この条約に署名している（平成二年九月）。特に、最近においては、児童の権利尊重及び保護の重要性に関する認識が世界的に高まり、この条約については、「子どものための世界サミット」（平成二年九月開催）、国連総会、国連人権委員会等において、世界各国に対し、この条約の早期締結が勧奨されるにいたっている。児童の人権の尊重というこの条約の目的は、基本的人権の尊重を理念とする我が国の憲法と軌を一にするものであり、我が国としても、この条約を早期に締結し、児童の権利の尊重及び保護についての国際協力を一層推進してい

くことが重要である。

5 我が国の留保等

我が国が、この条約の締結に当り行う留保等は次のとおりである。

(1) 児童の父母からの分離

第九条1は、権限のある当局が必要と決定する場合を除くほか児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定している。我が国は、この規定は父母が児童を虐待する場合のような特定の場合について適用されるものであり、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合については適用されるものではないと解する旨の宣言を行う。

(2) 家族の再統合のための出入国について

第十一条は、家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国申請について、締約国が「積極的、人道的かつ迅速な方法」で出入国の申請を取り扱うこととの義務はそのような申請の結果に影響を与えるものではないと解する宣言を行おう。

(3) 自由を奪われた児童の成人からの分離について

第三十七条(c)は、自由を奪われたすべての児童（十八歳未満の者）が成人（十八歳以上の者）から分離されなければならない旨規定している。我が国においては、国内の関係法令により、自由を奪われた者は基本的に二十歳で分離することとされていること等にかんがみ、右規定に拘束されない権利を留保することとする。

6 他の国際的約束との関係

児童を含む個人の人権について広範に定める条約としては、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(昭和四十一年十二月採択。昭和五十一年一月効力発生。我が国は、昭和五十四年六月に締結)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(昭和四十一年十二月採択。昭和五十一年三月効力発生。我が国は、昭和五十四年六月に締結)がある。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文五十四箇条及び文末から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義(第一条)
2 締約国の義務

- ① 一般的義務(第二条、第三条、第四条、第五条)
- ② 生命に対する権利(第六条)
- ③ 登録、氏名、国籍等について(第七条、第八条)
- ④ 家族から分離されない権利(第九条、第十条、第十一条)
- ⑤ 意見を表明する権利(第十二条)
- ⑥ 表現の自由についての権利(第十三条)
- ⑦ 思想、良心及び宗教の自由についての権利(第十四条)
- ⑧ 結社及び集会の自由についての権利(第十五条)
- ⑨ 干渉又は攻撃に対する保護(第十六条)
- ⑩ 情報及び資料の利用(第十七条)
- ⑪ 家庭環境における児童の保護(第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条)
- ⑫ 難民の児童に対する保護及び援助(第二十二条)

⑬ 医療及び福祉の分野における児童の権利(第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条)

⑭ 教育及び文化の分野における児童の権利(第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条)

⑮ 搾取等からの児童の保護(第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条)

⑯ 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取り扱い及び武力紛争における児童の保護(第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条)

3 条約と国内及び他の国際法との関係(第四十一条)

4 条約の広報義務(第四十二条)

5 委員会の設置等(第四十三条、第四十四条、第四十五条)

6 最終条項(第四十六条、第五十四条)

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のためには、新たな国内立法措置を必要としない。
- 2 なお、この条約を実施するためには、予算措置は不要である。

(参考)

1 作成 平成元年十一月二十日 ニューヨークにおいて作成

2 効力発生 平成二年九月二日

3 署名国 平成四年三月二日現在 百三十一箇国

(国名 略)

4 締約国 平成四年三月二日現在 百一十一箇国

(国名 略)